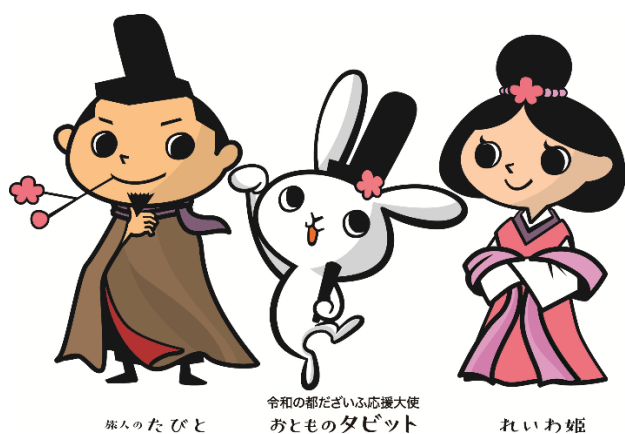


太宰府市高齢者支援計画

(高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

概要版



令和6年3月
太宰府市

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2章 本市の現状	2
第1節 人口と高齢者の様子	2
第2節 地域課題や地域特性のまとめ	4
第3章 計画の将来像	5
第1節 計画の目指す姿	5
第2節 基本方針の達成に向けた重点的な施策の推進.....	6
第3節 施策推進体制	8
第4章 施策の展開	10
第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動.....	10
第2節 支援体制の充実.....	12
第3節 高齢者の活躍促進.....	14
第4節 安心して暮らせる環境づくり	15
第5節 介護サービスの充実	16
第5章 介護保険事業量の推計と保険料設定	17
第1節 介護保険事業量の推計	17
第2節 介護保険料の設定.....	18

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

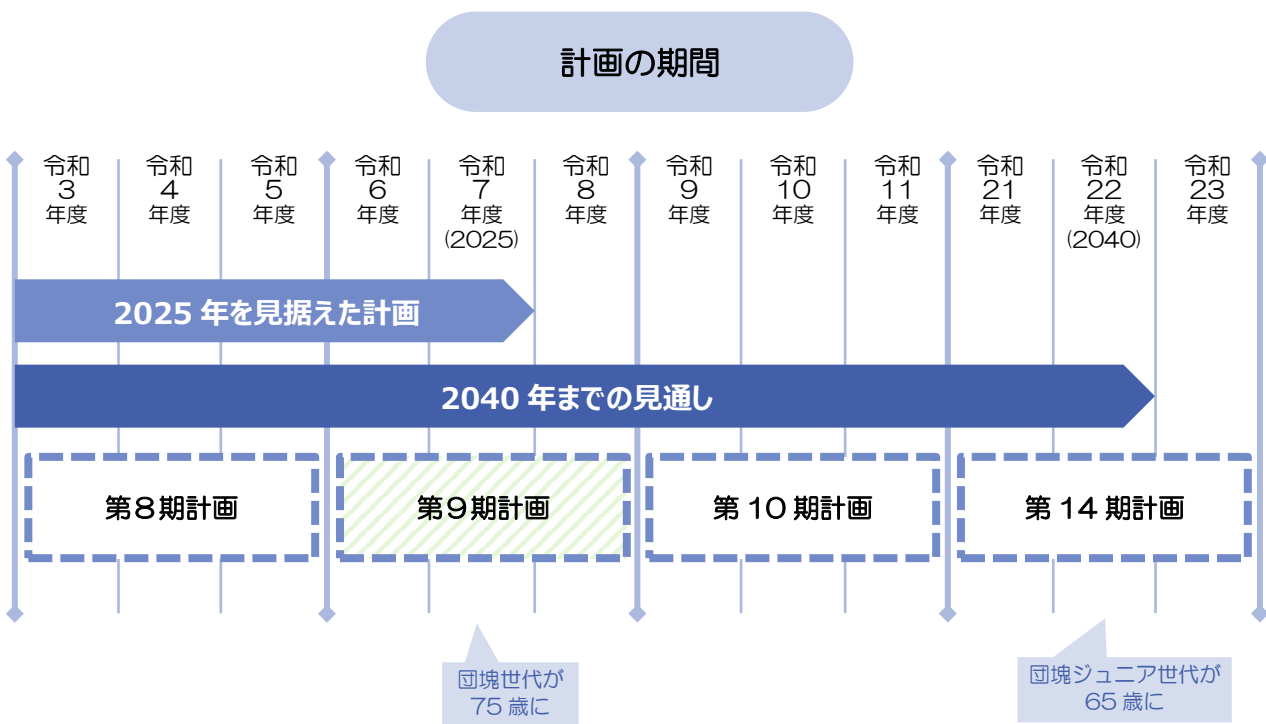
わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、**高齢者人口は大幅に増加**しています。本市におきましても、令和4年度末時点で高齢化率が28%を超えており、今後においても**高齢化はさらに進行していく見込み**です。

そのため、支援を必要とする高齢者を地域で支え、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、事業者を含めた地域の関係者と、地域の実情や介護ニーズの見直しを共有し、自立支援、介護予防、重度化防止の推進や日常生活を支援する体制の整備を図っていくことが重要となっています。

このようなことから本市では、高齢者に関する保健、福祉施策と介護保険施策の密接な連携のもと、「**地域共生社会の実現**」を目指し、総合的、体系的に実施していくため、『太宰府市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）』を策定しました。

2 計画の期間

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）度を見据え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）度までの長期的な見通しを持ちつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づく、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

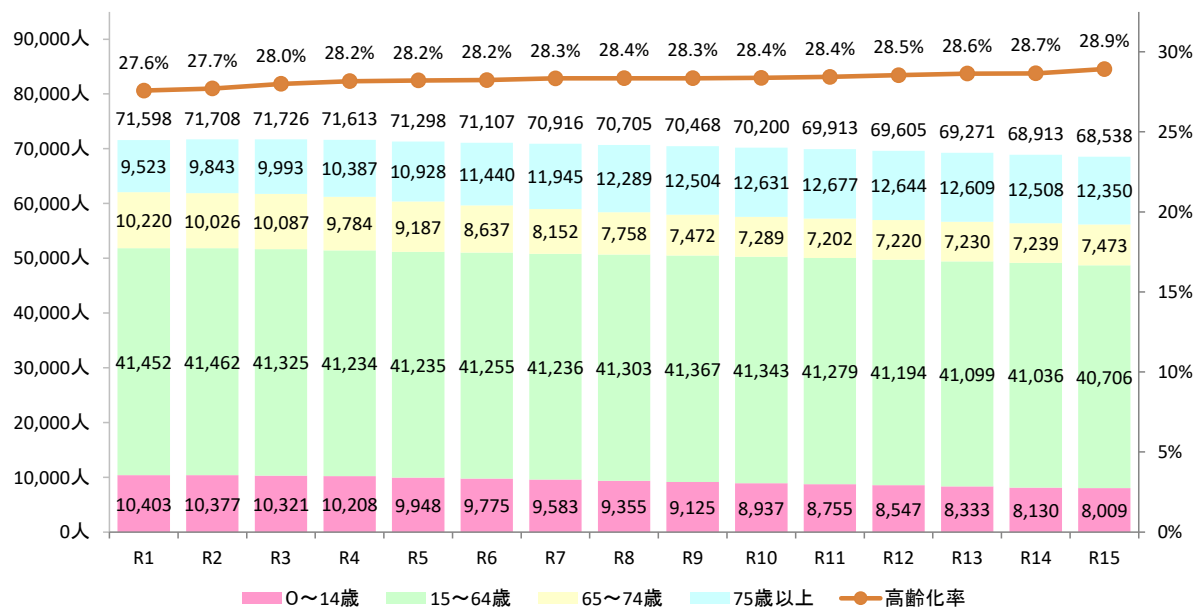


第2章 本市の現状

第1節 人口と高齢者の様子

1 人口の様子

本市の人口は、令和元年の71,598人から令和5年には71,298人となり、300人減少していますが、4年齢区分別でみると、**75歳以上の人口のみ増加しています。**

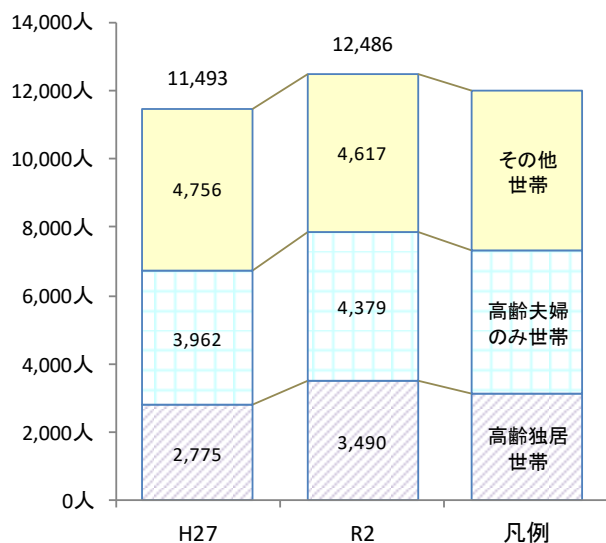


各年10月住民基本台帳

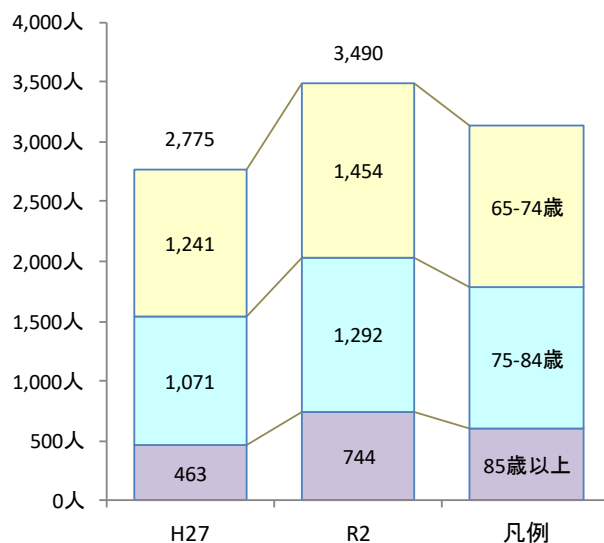
2 高齢者の世帯の様子

高齢者のいる世帯は、平成27年の11,493世帯から、令和2年には12,486世帯となり、993世帯増加しています。特に**高齢独居暮らし・高齢夫婦のみ世帯**が増加しています。

高齢者世帯の推移(太宰府市)



高齢独居世帯の推移(太宰府市)

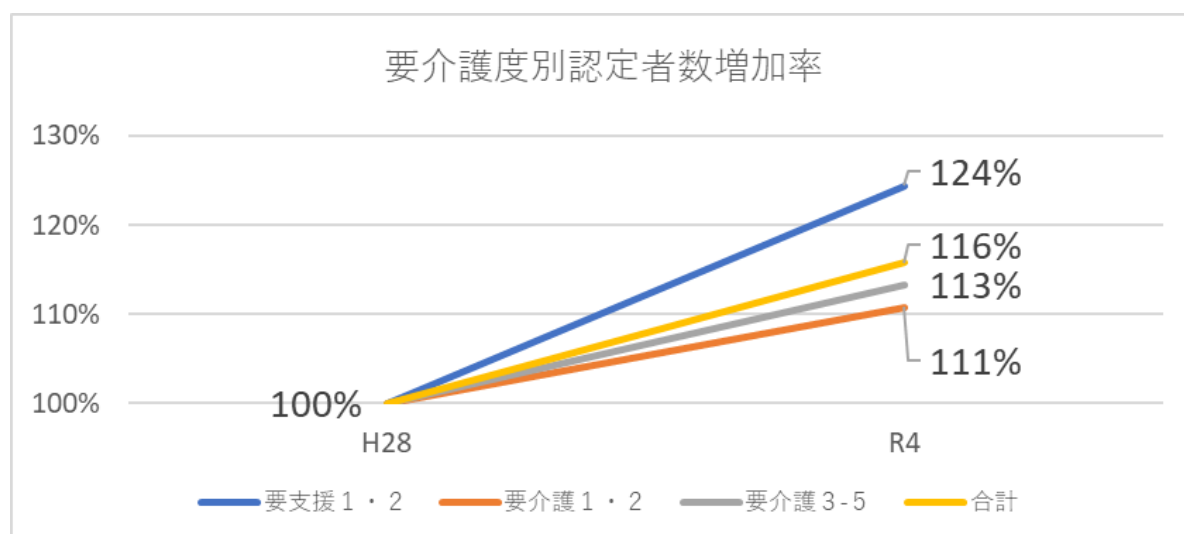
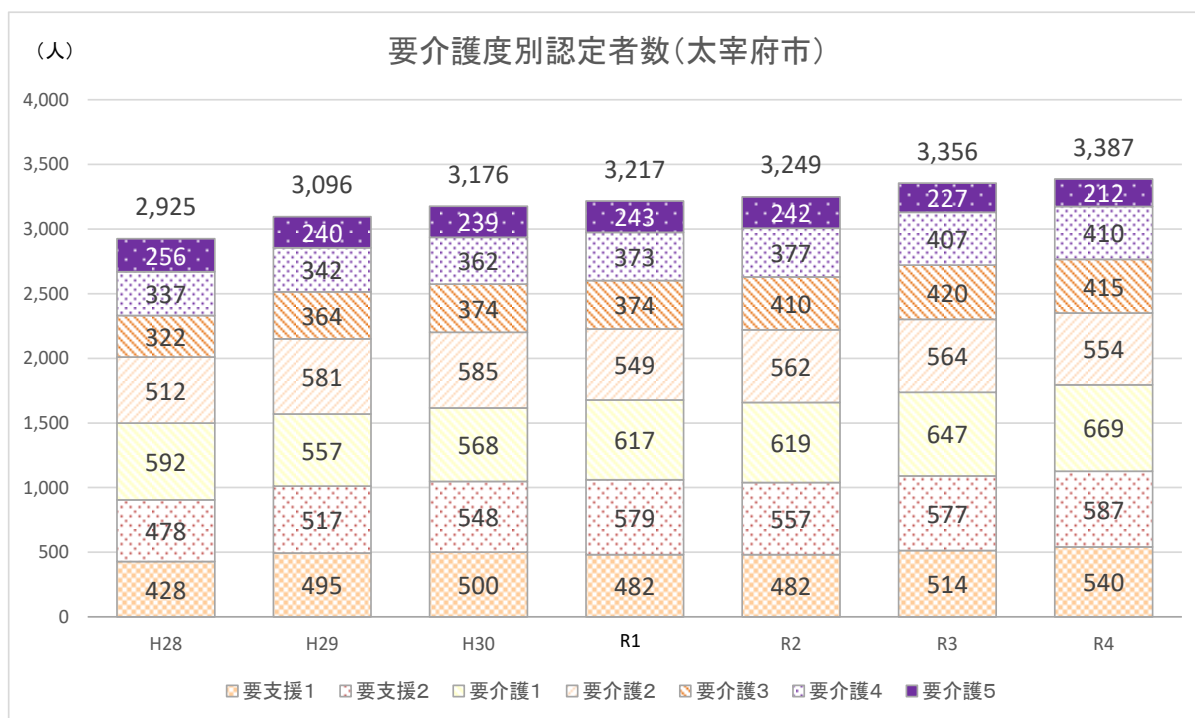


国勢調査

3 認定者数と認定率の推移

認定者数は、平成 28 年で 2,925 人となっていました、令和 4 年には 3,387 人となり、6 年間で 462 人（年平均 77 人）の増加となりました。

また、要介護度別に見た認定者数の増加率は、要支援 1・2 が 124%、要介護 1・2 が 111%、要介護 3 - 5 が 113%となっていることから、本市では、**要支援認定者数の増加が、認定者数全体の増加の要因となっている**と考えられます。



地域包括ケア見える化システム

第2節 地域課題や地域特性のまとめ

年齢構成の変化に伴うニーズの変化・多様化への対応

- 高齢者の年齢階級別人口では、令和3年度時点では前期高齢者と後期高齢者がほぼ同数でしたが、令和7年度は前期高齢者よりも後期高齢者が1.5倍多くなっています。
- 世帯状況でも、令和2年の国勢調査では、高齢独居世帯が3,490世帯で5年前より1.26倍増加しています。
- 比較的元気な高齢者が多い印象の地域から、見守りや介護を必要とする高齢者が多い地域に変化しつつあり、その対策は急務かつ、必要量が急激に増加すると考えられます。

給付は伸び続け、介護現場は進化を求められ続けている

- 介護給付費は増加しており、平成28年から令和4年の伸びは、1.14倍の増加となっており、特に在宅サービスの増加が1.21倍となっています。
- 介護人材の確保策については、介護職員の処遇改善等の取組が実施されていますが、いまなお介護分野の有効求人倍率は高い水準を維持しています。

まちの人口推移から見たサービスの需給バランス

- 本市は、今後も高齢化が進むことから支援を要する人は増加する一方で、若い世代の減少は、高齢者を支える世代の減少であると同時に、医療や介護の専門職の減少にもつながっていきます。
- 専門職サービスの需要は高まりますが、供給量は減少するため、これまで確保できていた専門職によるサービスが確保できなくなると考えられます。
- 必要とする人が、必要なサービスを利用できる体制を維持していくためには、地域住民の支援による効果的な予防活動等に努めるとともに、支援を要さない高齢者を増やしていく必要があります。

第3章 計画の将来像

第1節 計画の目指す姿

1 基本理念

本計画は、第4次太宰府市地域福祉計画の基本理念である「みんなで支え合い、居場所と出番のある福祉のまちづくり ～ 支え合う一人ひとりが主人公 ～」の実現に向けた高齢者保健福祉の個別計画・実施計画としての位置づけを持つものとなります。

そのため、本計画は、高齢者とその家族の視点に立ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステムの実現」を目指し、目標を住民や関係者と共有することにより、総合的、かつ、計画的に推進することを目的に策定するとともに、以下のような基本理念を設定し、その実現に向けて総合的に推進していきます。

第4次太宰府市地域福祉計画

基本理念

**みんなで支え合い、居場所と出番のある
福祉のまちづくり
～ 支え合う一人ひとりが主人公 ～**

太宰府市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）

基本理念

**地域で支え合い 高齢者が安心して
いきいきと暮らせるまちづくり**

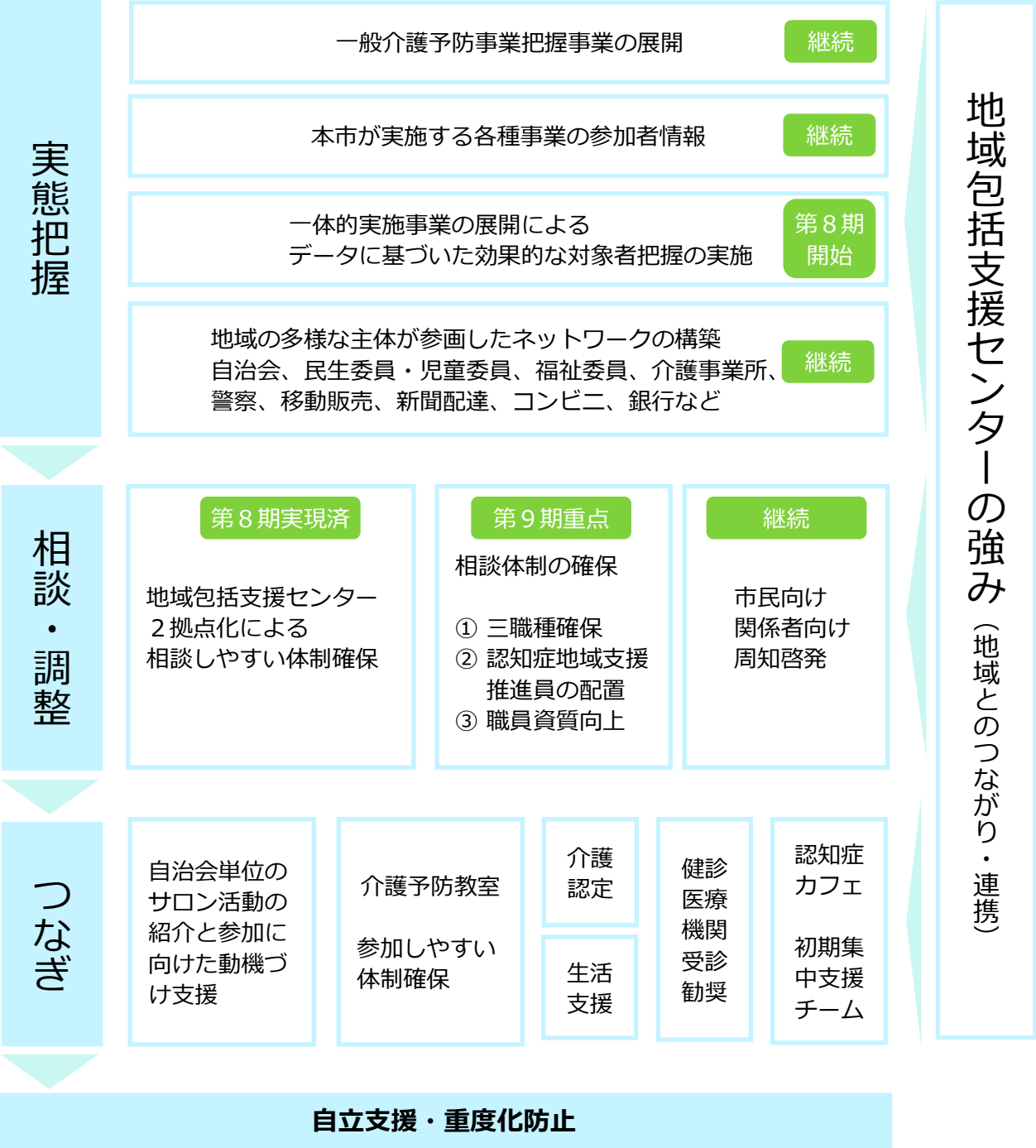
第2節 基本方針の達成に向けた重点的な施策の推進

1 自立支援・重度化防止に向けて高齢者を支援できる地域づくり

本市では、地域住民の互助による活動と、介護予防が必要な高齢者に対する介護予防事業を、地域包括支援センターが中核となり、地域と一体となって推進していくことを目指します。

重点施策 1

高齢者の生活実態の把握から相談・調整、つなぎの流れの加速化と拡充

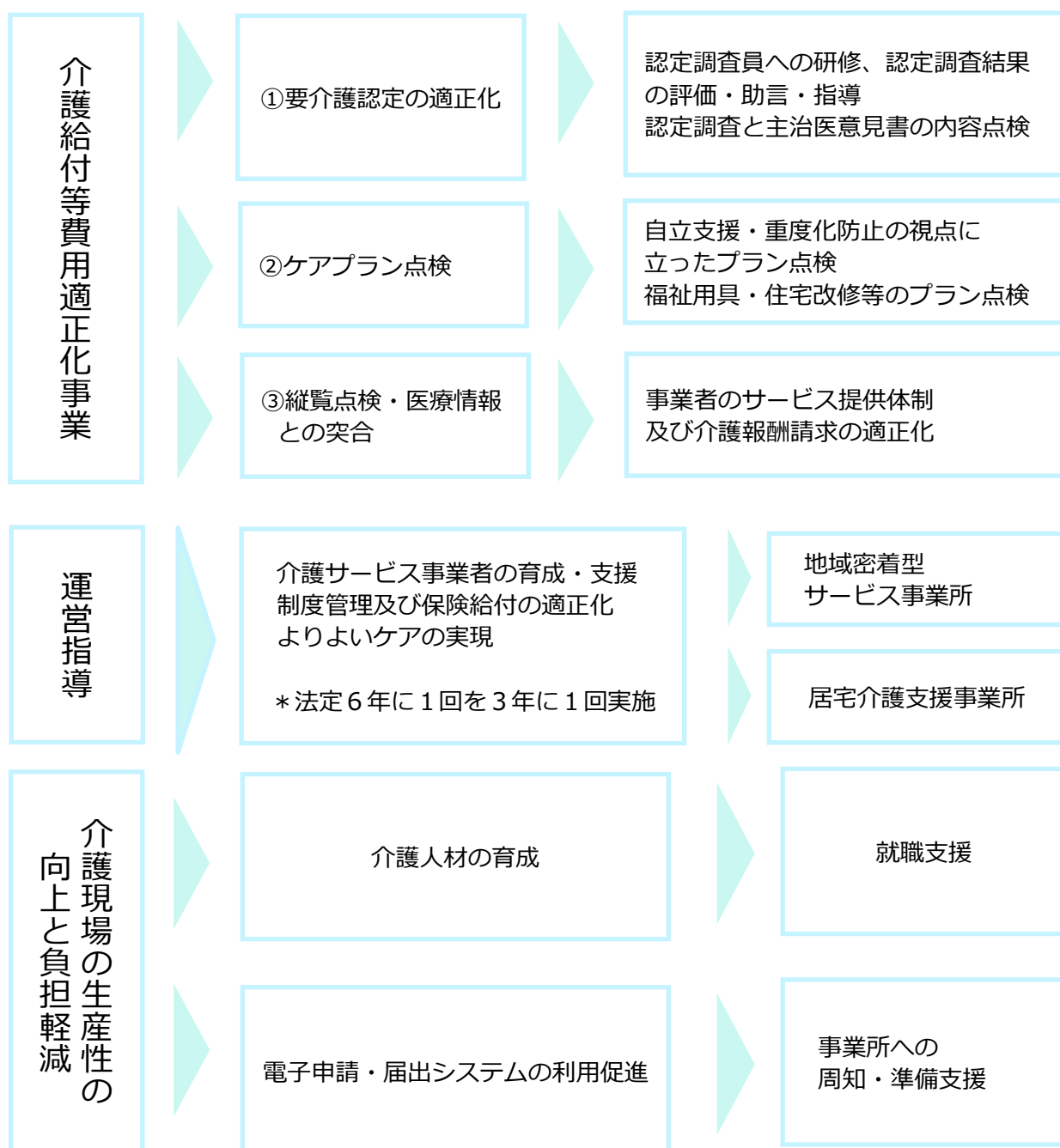


2 介護サービスの質の向上と介護現場の負担軽減

本市では、介護給付等費用適正化事業や介護サービス事業所への指導を通じて、介護サービスの質の向上を図ります。また、介護現場の生産性の向上の取り組みにより働く環境が改善され、介護現場職員の負担軽減に繋がる環境整備を目指します。

重点施策 2

介護給付等費用適正化事業の推進と介護現場の負担軽減のための環境整備



第3節 施策推進体制

1 日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤の整備については、日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備が必要です。

本市においては、**第8期計画に引き続き、中学校区単位の4圏域**を「日常生活圏域」と設定することで、介護サービスを求める一人ひとりが地理的条件や交通等の利便性を確保しつつ、各事業者が提供するサービス内容を十分に吟味しながら自己決定できる、選択の幅の広い枠組みを目指すものとします。

また、**令和2年度より、地域包括支援センターを東西2拠点化**することで、高齢者にとって相談しやすい体制を確保するとともに、地域性を考慮した即時対応が可能な体制を構築しました。

	地域包括支援センター (東エリア担当)	地域包括支援サブセンター (西エリア担当)
時間	月曜～金曜(年末年始・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	
住所・連絡先	太宰府市五条3-1-1 いきいき情報センター内 ☎(929)3211	太宰府市大字通古賀197-3 総合体育館(とびうめアリーナ)横 ☎(918)2200
担当地域	【太宰府中学校区】 北谷、内山、松川、三条、三条台、連歌屋、馬場、湯の谷、湯の谷西、大町、新町、白川、東観世、五条、秋山、五条西、五条台 【太宰府東中学校区】 東ヶ丘、星ヶ丘、高雄、梅香苑、緑台、梅ヶ丘、高雄台	【学業院中学校区】 水城、水城台、水城ヶ丘、国分、坂本、観世音寺、桜町、榎、榎寺、芝原、通古賀、都府楼 【太宰府西中学校区】 大佐野、大佐野台、向佐野、長浦台、吉松、青葉台、つつじヶ丘、ひまわり台
地図		

広報だざいふ令和5年8月号

2 施策体系図

地域で支えあい 高齢者が安心して いきいきと暮らせるまちづくり	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動	
	1 健康づくりの推進	(1) 健康増進事業との連携 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進
	2 介護予防の推進	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2) 一般介護予防事業の推進
	3 連携と協働による在宅生活を支えるサービスの充実	(1) 生活支援体制整備事業の充実 (2) 配食サービス事業の実施 (3) 紙おむつ給付サービス事業の実施
	4 見守りサービスの充実	(1) 緊急通報装置設置事業の実施 (2) 見守り協定推進事業の充実
	第2節 支援体制の充実	
	1 地域包括支援センターの機能強化	(1) 地域包括支援センター運営事業の強化 (2) 相談体制の充実
	2 地域ケア会議の充実	(1) 地域ケア会議推進事業の充実
	3 在宅医療・介護連携の推進	(1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進
	4 認知症の人及び家族に対する支援の充実	(1) 認知症総合支援事業の推進 (2) 認知症高齢者等事前登録制度の実施 (3) 認知症サポーター養成事業の推進 (4) 介護従事者への基礎研修受講の義務化への対応
	5 高齢者の権利擁護と虐待の防止	(1) 成年後見制度利用支援事業の促進 (2) 老人保護措置事業の実施 (3) 緊急一時保護事業の実施
	第3節 高齢者の活躍促進	
	1 高齢者の生きがいづくり	(1) 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進 (2) 高齢者の生きがいづくりの推進 (3) 高齢者の生きがいづくりの場の確保
	2 高齢者の就労支援と多様な働き方の推進	(1) 高齢者の就労支援 (2) ボランティア活動の推進
	第4節 安心して暮らせる環境づくり	
	1 住まいに関する支援体制の充実	(1) 住みよか事業の実施 (2) 住宅改修支援事業の実施
	2 高齢者への移動支援の充実	(1) 公共交通機関の利便性の向上 (2) 高齢者運転免許証自主返納支援事業の推進
	3 災害緊急時に備えた支援体制の充実	(1) 避難行動要支援者避難支援制度の充実 (2) 福祉避難所の指定・運営の推進 (3) 非常災害対策の体制整備
	第5節 介護サービスの充実	
	1 介護サービスの基盤整備	(1) 介護サービスの基盤整備
	2 介護サービスの質の確保及び向上	(1) 介護給付等費用適正化事業の推進 (2) 運営指導
	3 介護人材の確保及び資質の向上	(1) 介護人材の確保の推進 (2) 介護現場の生産性の向上と事業所の負担軽減に向けた取り組み

第4章 施策の展開

第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動

1 健康づくりの推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進

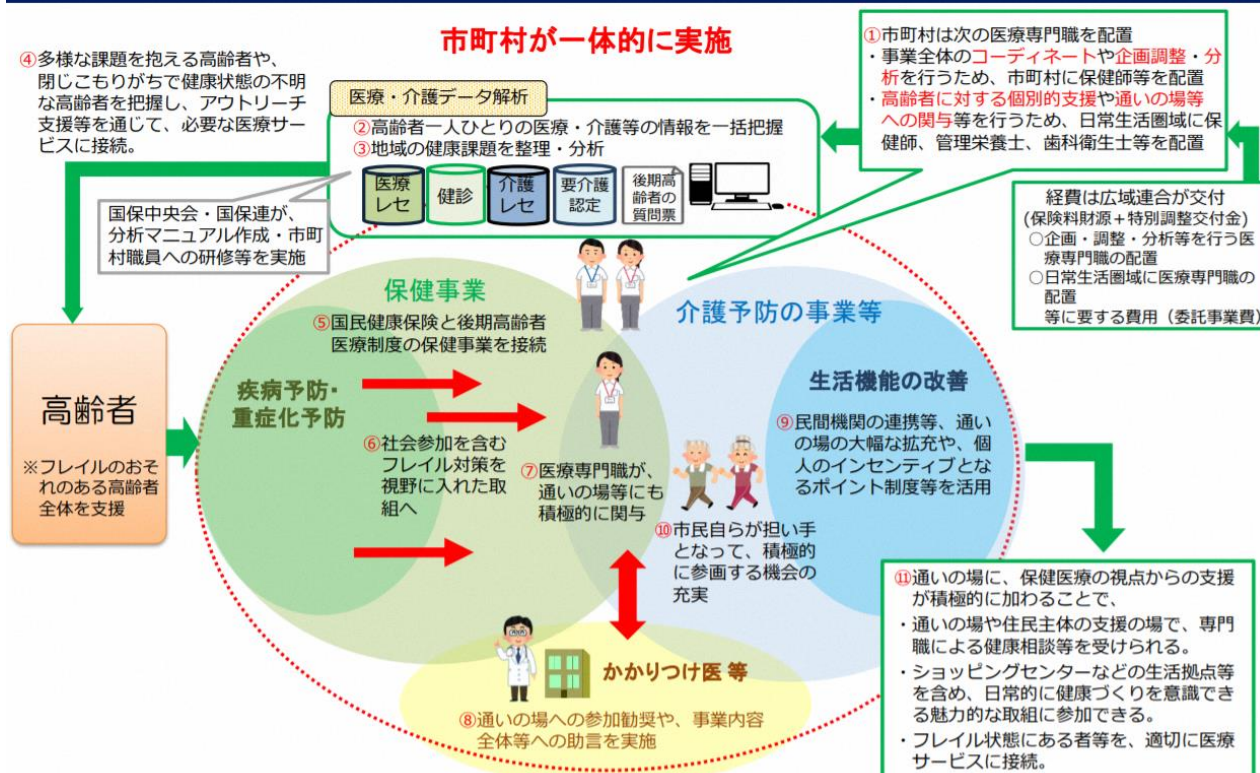
本事業は、**高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できる**よう規程の整備等を行い、必要な分析を行ったうえで、**75歳以上高齢者**に対する保険事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することとされています。

具体的には、健康診査・保健指導の実施、データ分析に基づく保健指導の推進、発症予防と重症化予防の推進などを図ること、また、健康状態不明者の把握を行い、医療・介護サービスの接続、通いの場を利用した相談事業、健康教育等の普及活動といった医療と健診、介護事業を一体的に取り組み、**健康寿命の延伸**を目指します。

本市においては、早期の事業開始に着手、方針に沿った事業展開に向けてデータ分析を行い、分析結果に基づく事業立案、さらには外部委託を含めた実施体制確保を第一として、関係各課が連携した推進を図っていきます。

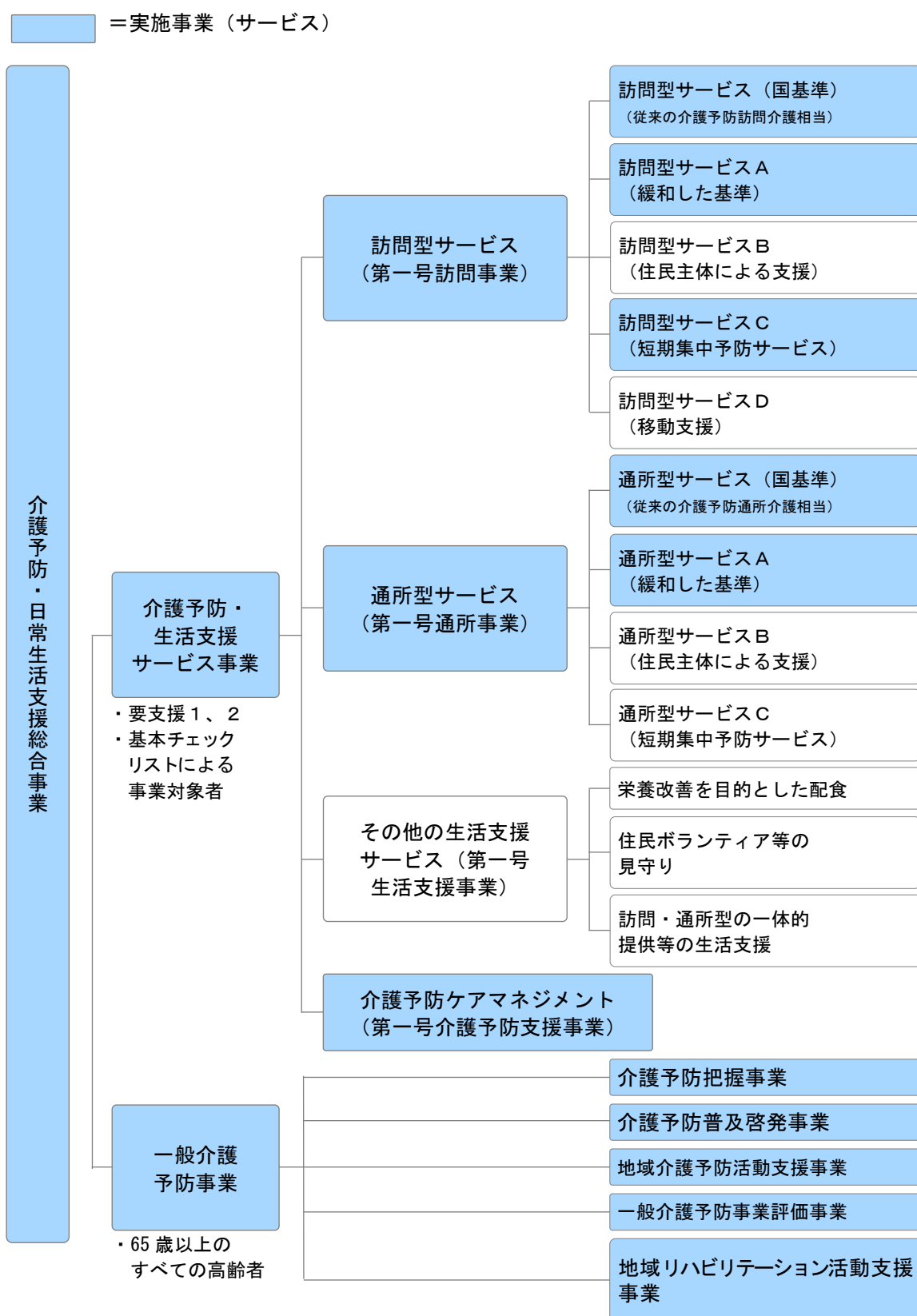
さらに、国保データベース等を活用した健康課題の分析結果を元に、ハイレスクアプローチ・ポピュレーションアプローチを実施しており、今後対象者の拡大を図っていきます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



2 介護予防の推進

第9期計画期間に実施する太宰府市の総合事業の構成は、次のとおりです。



第2節 支援体制の充実

1 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センター運営事業の強化

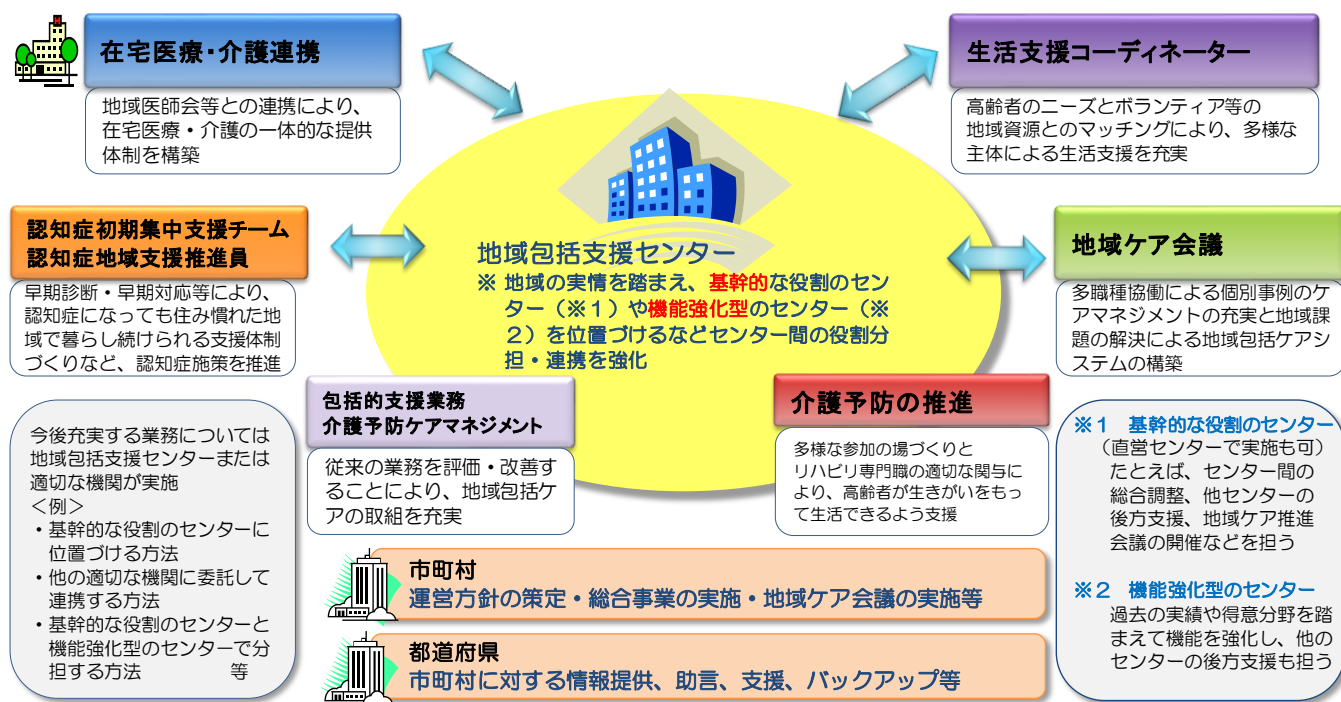
地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護や健康、認知症などのことだけでなく、高齢者が抱える生活全般の困りごとに対して、適切なサービスの紹介や関係機関と連携を取りながら積極的に問題解決に取り組んでいます。

また、高齢者虐待、悪徳商法、成年後見制度などの対応や相談窓口として早期発見・被害防止に努め、高齢者の権利が侵害されないようにサポートしています。

地域の実情に応じたきめ細やかな対応ができる体制強化として、**令和2年度より**、地域包括支援センターの**支所（サブセンター）を1か所開設**し、担当圏域を市域東西としました。

また、**保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員**の三職種に加え、**認知症地域支援推進員**を配置し、これら**四職種が連携**して、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにするための支援体制（地域包括ケアシステム）を推進しています。

【参考】地域包括支援センターの機能強化のイメージ



厚生労働省資料

2 認知症の人及び家族に対する支援の充実

(1) 認知症総合支援事業の推進

本市では、認知症の人が地域において、「**生きがいをもった生活を送れる**」よう社会参加活動のための体制整備等を行うために地域包括支援センター及びサブセンターそれぞれに**認知症地域支援推進員を配置**しています。認知症地域支援推進員とともに、相談体制の強化及び自治会や民生委員・児童委員などの地域と連携して取り組んでいます。また、認知症の人やその家族に早期に関わる**認知症初期集中支援チームの設置**及び主治医やものわすれ相談医による医療との連携を図りながら、認知症に関する早期診断・早期対応を行っています。

(2) 認知症高齢者等事前登録制度の実施

本事業は、**令和4年度から開始**した事業で、認知機能が低下した状態にある高齢者等が**行方不明となった場合に備え、事前申請・登録**を行い、対象となる高齢者等の身体的特徴（写真、身長、体型、髪型など）伝達能力・よく行く場所などの**情報を共有**しています。

また、行方不明となった場合等の緊急時には、関係機関等への情報提供、「福岡県防災メール まもるくん」への配信などにより、当該登録者等の早期発見及び保護を目的とした情報共有につなげています。

(3) 認知症サポーター養成事業の推進

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人やその家族を支援する**認知症サポーターを養成**するため、講師役となる認知症キャラバン・メイトと協働して認知症サポーター養成講座を実施します。

(4) 介護従事者への基礎研修受講の義務化への対応

国は、介護に関わる全ての人の認知症対応力を向上させていくため、**令和3年度介護報酬改定**において、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、**認知症介護基礎研修の受講を義務化**し、基礎研修の受講方法は、原則 e ラーニングを活用することとされています。

本市でも、引き続き、福岡県が業務委託している e ラーニングセンターの周知啓発を行います。

第3節 高齢者の活躍促進

1 高齢者の就労支援と多様な働き方の推進

(1) 高齢者の就労支援

本市では、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりの構築を推進する**シルバー人材センターの運営及び活動を支援**することで、高齢者の就労を支援しています。

本市がシルバー人材センターに委託している「高齢者家事支援サービス（家事援助）」は、今後ニーズが増大する可能性があることから、サービスの担い手の発掘が求められています。



(2) ボランティア活動の推進

太宰府市NPO・ボランティア支援センターでは、福祉をはじめ、環境や国際交流、史跡ガイド等、幅広い分野のNPO・ボランティア団体に対して、相談、各種講座の開催、情報提供、活動場所の提供等の支援を行っています。

また、太宰府市社会福祉協議会では、福祉に関する活動を行っているひまわり会等のボランティア団体の登録をはじめ、手話奉仕員養成講座（受託事業）や移送サービス事業など**地域福祉に関するボランティア活動の普及啓発**に取り組んでいます。今後も、高齢者が積極的にボランティア活動に参画し、活動の場を広げることができるよう、関係機関が相互に連携、協力して現事業を継続していく必要があります。



福祉教育サポーター養成講座を受講したボランティアさんが活躍の様子

第4節 安心して暮らせる環境づくり

1 高齢者への移動支援の充実

（１）高齢者運転免許証自主返納支援事業の推進

本市では、令和2年4月1日に項に運転免許証を自主返納をした人を対象に、令和2年6月1日から「**高齢者運転免許証自主返納支援事業**」を開始しています。

運転免許証を**自主返納した70歳以上の人**を対象に、交通系ＩＣカード5,000円分（デビット代（預り金）500円を含むので、利用額は4,500円となります）を交付して公共交通機関の利用を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の抑制を図ります。

2 災害緊急時に備えた支援体制の充実

（１）避難行動要支援者避難支援制度の充実

「**避難行動要支援者避難支援制度**」とは、一人でも多くの命を救うことを目的とした避難支援体制づくりのために、要配慮者が「どこに」「どれだけ」居るのか、その人が「どのような状態なのか」を災害に備えてあらかじめ把握し、本人の同意を得たうえで、地域の支援者に平常時から氏名・住所・支援に必要な情報を提供することで、速やかな避難が行えるよう地域の中で支援していく制度です。

地域の支援者は、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、避難支援者等を想定しています。

随時、避難行動要支援対象者の抽出を行い、新たなニーズの把握に努めます。また、末に名簿に登録されている人に対しても、転出者や喪失者の把握を実施することで、災害への備えを進めていきます。

（２）福祉避難所の指定・運営の推進

災害発生時に高齢者や障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする人に対し、適切な対応を行うため各種団体・機関等と協定を締結し、既存の建物を活用した**福祉避難所を指定**しています。

また、令和元年度に災害に備えた体制強化に向けて、指定避難所である総合体育館（とびうめアリーナ）の一部（1階軽運動トレーニング室等）を福祉避難エリアと位置付け、必要な設備等を配置しています。

今後は、高齢化率の上昇に対応して、収容可能人数を増加していく必要があります。

協定締結施設数：**6施設**

第5節 介護サービスの充実

1 介護人材の確保及び資質の向上

(1) 介護人材の確保の推進

高齢化の進展と生産年齢人口の減少に伴い、**介護サービスの需要は高まっていくものの、供給量は減少する**ことが見込まれるため、高齢者介護を支える人的基盤の確保が求められます。

本市では、福岡県介護福祉士会と協力し、訪問型生活支援担い手研修を開催し、総合事業において緩和した基準（A型）の訪問介護員の養成に取り組んでいます。また、福岡県社会福祉協議会が実施する「介護に関する入門的研修」や「介護のお仕事復帰セミナー」等の情報を市ホームページや広報紙に掲載し、市民に広く周知しています。介護現場、特に訪問介護は人材難となっているため、潜在有資格者の発掘とともに、新たな人材の育成が求められています。

主催 公益社団法人 福岡県介護福祉士会（福岡県福祉事業） ◆開催協力：大野城市・太宰市・那珂川市

訪問介護などで生活支援の担い手になりませんか？

介護職員の人材不足が全国的な問題となっており、福岡県介護福祉士会は、高齢者の生活支援の担い手の育成を目的とした研修を行います。住み慣れた地域での生活を支える力になりたい人、以前訪問介護に従事していたけれどしばらく離れていた人、将来介護の仕事に興味のある人など、ぜひ受講してください。

また、この研修の修了で、大野城市・太宰市・那珂川市・福岡市の指定を受けた訪問型サービスA事業所で働く資格を取得できます。

受講料 無料

日時 令和5年10月1日（日）～ 令和5年11月12日（日）のうち6日間
※各日程とも10:00～16:30

研修会場 大野城市役所内 426会議室（大野城市博多2丁目2番1号）

研修科目 裏面のとおり ※全ての研修課程を修了した方には修了証を発行致します。

受講資格 訪問型生活支援に興味があり、6日間受講できる人
※介護職員初任者研修修了者、（正）ホームヘルパー3級所習者などの資格保有者で、現在訪問介護に従事していない人（心願者）。

定員 30名

申込方法 裏面の申込用紙に必要事項を記入して市役所へご提出ください。（FAXまたは郵送）
ホームページからも申し込みできます。

締切 令和5年9月19日（火）※17時必着

その他

- ① 全ての研修課程を修了しなければ、修了証をお出しすることはできません。
- ② 修了証は各自でご準備ください。住所等はご自身でお願いします。
- ③ 新型コロナウイルス対策として、手洗い消毒やマスク着用のご協力をお願いします。
- ④ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、日程の変更及び開催を中止する場合がございます。

【大野城市】
大野城市役所 介護福祉課
〒811-0101 大野城市 大野1丁目1番1号
TEL: 092-580-1916
FAX: 092-573-8083

【太宰市】
太宰市役所 高齢者支援課
高齢者支援係
〒811-0101 太宰市 大野1丁目1番1号
TEL: 092-929-3210
FAX: 092-929-3205

【那珂川市】
那珂川市役所 高齢者支援課
介護福祉課
〒811-0101 那珂川市 大野1丁目1番1号
TEL: 092-953-2211
FAX: 092-953-2312

(2) 介護現場の生産性の向上と事業所の負担軽減に向けた取り組み

介護現場の生産性の向上に向け、介護ロボット・ICT導入を行う事業所に対し、**地域医療介護総合確保基金の活用等**、必要な支援を行います。

事業所の負担軽減に向け、本市では、令和8年3月31日までに「**電子申請・届出システム**」の使用に向けた準備を完了する必要があることから、条例や規則の改正等を遅滞なく進めるとともに、事業所等への周知を図ることで、文書負担の軽減を図ります。

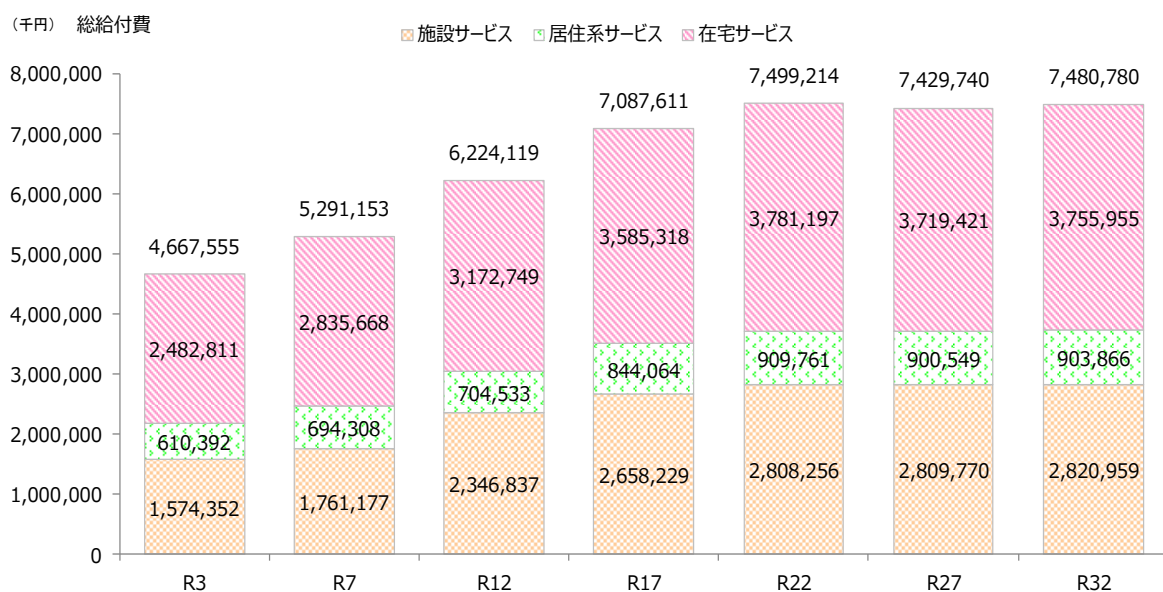
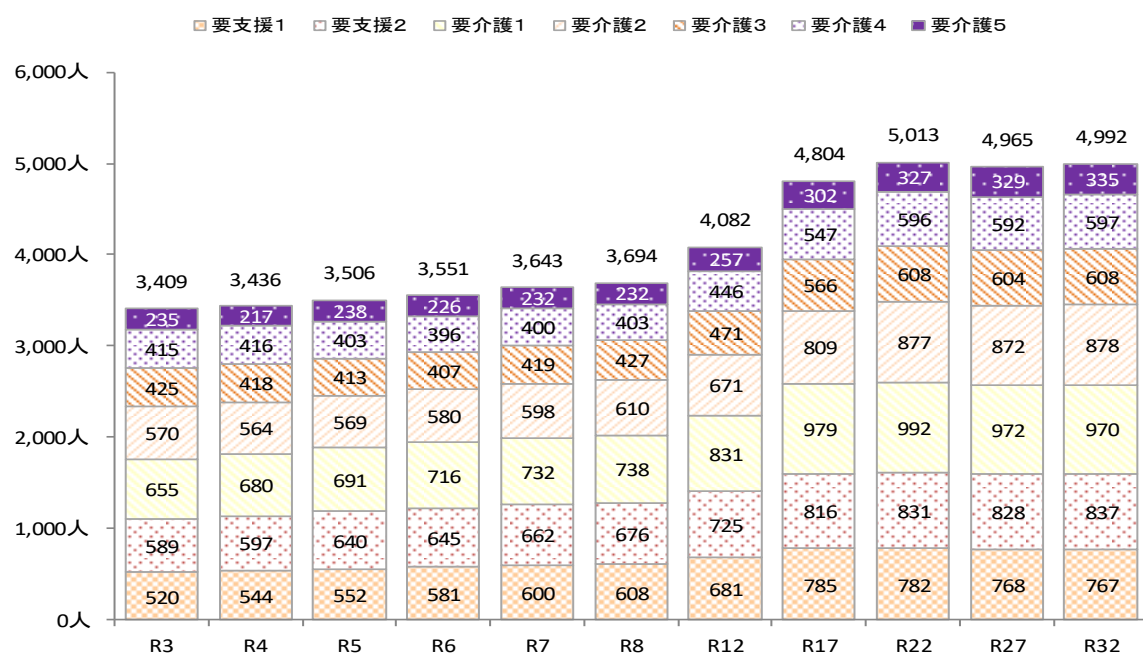


第5章 介護保険事業量の推計と保険料設定

第1節 介護保険事業量の推計

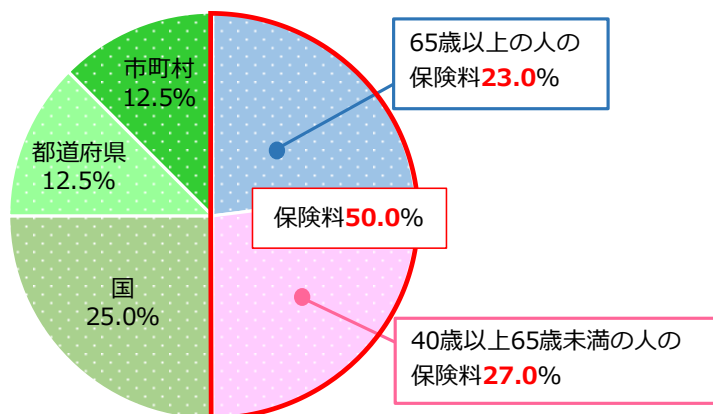
1 認定者と介護給付の予測

認定者は、令和7年度に3,643人、令和12年度には4,082人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度には5,013人となると予測されます。**認定者の増加に伴い、介護給付費も増大**していくと予測されます。



第2節 介護保険料の設定

1 月額保険料の設定と所得に応じた保険料設定



● 保険料算出の考え方

介護保険サービスに必要な費用（利用者負担分を除く）は、保険料と公費で賄われています。

このうち、第1号被保険者（65歳以上）の保険料で負担する割合は**23.0%**となっており、これを第1号被保険者数で割算したものが保険料となります。

第8期月額保険料（R3-R5）
5,460 円

上昇額 80 円
上昇率 101.5%

第9期月額保険料（R6-R8）
5,540 円

区分	対象者	乗率	月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老年福祉年金受給者 住民税世帯非課税かつ住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	(0.455) 0.285	(2,520 円) 1,570 円
第2段階	住民税世帯非課税かつ住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	(0.62) 0.42	(3,430 円) 2,320 円
第3段階	住民税世帯非課税かつ住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	(0.665) 0.66	(3,680 円) 3,650 円
第4段階	住民税世帯課税かつ住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	4,980 円
第5段階	住民税世帯課税かつ住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	1.0 (基準額)	5,540 円
第6段階	住民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	6,640 円
第7段階	住民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.3	7,200 円
第8段階	住民税本人課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.5	8,310 円
第9段階	住民税本人課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	1.7	9,410 円
第10段階	住民税本人課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	1.9	10,520 円
第11段階	住民税本人課税で、合計所得金額が700万円以上900万円未満の人	2.1	11,630 円
第12段階	住民税本人課税で、合計所得金額が900万円以上1,200万円未満の人	2.3	12,740 円
第13段階	住民税本人課税で、合計所得金額が1,200万円以上の人	2.5	13,850 円

※（ ）は公費投入による軽減前の乗率及び月額保険料